

信託業法のあり方

- イギリス法を手がかりに -

山下純司

概要

現在の信託業法は、信託業への参入基準が不明確であるが、その背景には、そもそも「信託業」の定義が不明確であるという事情がある。「信託業」の定義は、信託を「業とする」とは何かという、問題を抱えているからである。この問題を解決するためには、信託業法の想定する「信託業」には、どのような性格が期待されているのかを、類型化も視野に入れながら、再検討する必要がある。

そこで信託の母法であるイングランド信託法を検討してみる。イングランド法には、公受託者、保管受託者、信託法人、専門受託者といった、特別な受託者の類型、受託者概念が存在しており、それぞれについて、権限、業務内容が異なっている。これらの差異は、それぞれの受託者に期待される性質の差異を反映している。それが、公共性、信用性、専門性という三つの性質である。

わが国の信託業を営む受託者についても、これら三つの性質を期待することが可能であり、これらを前提として、信託業法の改正を見据えた、新たな信託業の切り分けの試みが可能となる。具体的には、信託の引受けを本業とする受託者(受託業)と、付随的業務として信託の引受けを行う受託者(信託を伴う業)を区別する必要があり、両者は異なる規制に服すべきである。

目次

はじめに - 信託業法の問題点.....	1
1 信託業法改正の必要性.....	1
2 問題設定と議論の進め方.....	2
イングランド法の検討.....	3
1 公受託者.....	3
2 保管受託者.....	6
3 信託法人.....	10
4 専門受託者概念.....	12
5 まとめ.....	16
日本法への示唆.....	18
1 受託者に期待される性質.....	18
2 信託業の切り分けの試み.....	20

学習院大学法学部助教授，金融庁金融研究研修センター特別研究員。本稿の執筆にあたっては，神田秀樹東京大学教授の他，信託研究会（金融庁内）の参加者から多くの有益なコメントをいただいた。なお，本稿は，筆者の個人的見解であり，金融庁の公式見解ではない。

(図 1 イングランドにおける受託者概念の整理)(本文 15 ページ)	2 4
[参考文献]	2 5

はじめに 信託業法の問題点

1 信託業法改正の必要性

(1) 参入基準の不明確さ

現在、信託業法の改正の必要が唱えられている。信託業法には、その内容の不明確さから、信託会社の設立に対する過剰な参入規制になっているという問題があるように思われる。現在のところ、信託銀行が信託業務を独占しており、純粋な信託会社はわが国に存在しない。これは信託業法が許可制を採用しながら、信託会社として許可を得るためにはどのような要件が必要かという点について、手がかりすら与えない不親切な規定の仕方をしている点に主な原因があるといえよう。このため、信託会社をつかって、新たな信託業務を営もうという意欲がそがれてしまっている可能性がある。

また仮に、この推測が誤っているとしても、不明確な参入の基準を明確化すること自体の正当性が減じるものではないし、行為規制、事後的な規制で十分に目的が達成できる点については、参入規制を緩めて、これらの規制で代替させることが、市場活性化の観点からは望ましいといえよう。

(2) 「信託業」の範囲の不明確さ

では信託業法の内容は、いかなる意味で不明確なのだろうか、この点について、まず指摘することができるのは、そもそも、規制の対象である「信託業」の範囲が不明確であるということである。このことをまず説明しよう。

銀行法 2 条 2 項は、銀行業を「預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと」、「為替取引を行うこと」のいずれかを行う営業として明確に定義しているが、信託業法には、これに対応するような定義規定は見当たらない。ただ信託の引受けを業として行えば、信託業といえるのではないかと考えられている。しかし「信託の引受けを業とする」という定義には、二つの不明確さが存在する。

第一に、「信託の引受け」という言葉の意味が不明確である。よく言われることであるが、社会に存在する取引関係の中には、信託として法律構成が可能な関係が、多数存在している¹。よく挙げられる例は、保険会社が契約者から預かり、分別管理する金銭である。金銭の所有権は保険会社に移転しているから「財産権ノ移転」が存在し、「他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理」をさせている。したがってこの法律関係は、信託法 1 条の「信託」に該当する可能性がある。では、保険会社は「信

¹ たとえば、大村敦志「遺言の解釈と信託 信託法 2 条の解釈をめぐって」財団法人トラスト 60『実定信託法研究ノート』37 頁（1996 年）、道垣内弘人「「預かること」と信託」ジュリスト 1164 号 81 頁以下（1999 年）、能見善久「現代信託法の展望 ．はじめに」信託法研究 24 号 66 頁（1999 年）。

託の引受けを業とする」といえるのだろうか。このように、信託と構成する「こともできる」関係を「業とする」場合に、物を「預かった」当事者に信託業法の規制が及ぶのかという問題は、実は深刻な問題である。

第二に、「業とする」という言葉の意味が不明確である。商人の定義規定である商法4条1項の「業トスル」という語は、通常、「営利の目的をもって同種の行為を反復継続して行なうこと」と定義されるが、ではたとえば、不動産業者が土地を受託して、そこにマンションを建てる契約は、信託の引受け行為を「営利の目的を持って反復継続して行なうこと」なのだろうか。見方によっては、不動産業者が「業とする」のは、宅地建物の取引・管理であって、信託の引受け行為は、そうした不動産業者の本業の必要上、付随的に用いられたに過ぎないともいえる。そうすると、このような行為が、信託の引受けを「業とする」といえるのかという問題が生じるように思われる。現在われわれが「信託業」としてイメージするのは、信託銀行の業務であり、信託の引受けを本業とし、「信託銀行」の商号の下で活動し、受託者であること自体を宣伝広告する業態である。これを「受託業」と呼ぶとすると、これとは異なり、信託の引受け行為自体は本業ではなく、本業に付随する一業務として信託という契約類型を利用するという業態が考えうる。これを「受託業」と区別する意味で「信託を伴う業」と呼ぶとして、両者に同じ規制を課すことが、必然なのかという疑問が生じうるように思われる²。

2 問題設定と議論の進め方

以上のように、信託業法の内容が不明確であることの背景には、その規制対象である「信託業」の範囲が、あいまいであるという事情があるものと思われる。この点を解決するためには、信託業法が想定する「信託業」とは、どのような性格を有していることを期待されているのかを、より明確にしていくための作業が必要である。その際には、業態に応じ

² 同種の問題を抱える業法として保険業法が存在する。保険業法は信託業法と同じように、「保険事業」の定義を明確に定めていない。このため、どこまでが保険業法の適用範囲かという点は実は明確ではない。特に、保険契約類似のリスク分散を目的とした契約、たとえば売買契約に付随する品質保証契約などを、メーカーが締結した場合、それが保険契約に当たらないのか、保険事業に該当しないのかという問題が生じる。

この点については、「保険事業の定義については、商法、社会通念および保険業法制定の趣旨から目的的に解釈する」(保険業法研究会編『最新保険業法の解説』14頁(大成出版社・1986年))とか、「保険事業とは、保険取引の経営を目的とする事業をい」うなど(岩崎稜「保険事業の定義」竹内昭夫編『保険業法の在り方・下巻』160頁以下(有斐閣・1992年))、述べられている。なお、この点について、アメリカ合衆国の保険規制に関する研究によると、同国では、保険規制の範囲を決定するに際して、保険取引としての独立性、保険取引を本業としているか、契約の目的、事業性など、さまざまな基準が提案されているという(岩崎・前掲論文133頁以下)。

た類型化も必要に応じて行なわなくてはならないだろう。

以上のような問題意識から、本稿では、主に第二の点、すなわち信託を「業とする」ということの意味について、イングランド法を参考にしながら、考えてみたい。考察に当たっては、まずイングランド法では、信託業を営む受託者に、どのような性格が求められているかを検討し（ ）、わが国の信託業法の適用対象となる受託者を、どのような類型にしたがって整理するかという問題を考えていきたい（ ）。イングランド法は、信託の引受けを業とする受託者にさまざまな類型が存在し、それぞれに異なる規制や、特権が与えられている。そうした類型の特徴を明らかにすることから、信託の受託者に求められる一般的な性質を明らかにしていこうというわけである。

ただ、現実にあまり利用されていないといわれる司法受託者や、あるいはスキームが特殊な受託者類型（公益信託の官設管理者など）は、本稿との関係では重要でないと判断し、省略したことを予め断っておく³。

イングランド法の検討

1 公受託者

(1)業種の概要

公受託者(public trustee)は、1906年の公受託者法⁴で創設された官職で、ロンドンに中心の事務所を有する単独の信託法人であり、大法官によって任命される。

官職であるとはいえ、公受託者も、一般の受託者同様に、一般私人の財産について、受託者として信託の引受を行って、報酬を受け取ることができる。したがって、公受託者はある種の「官製信託業」を行う半官半民の組織という性格を有していると考えてよいだろう。

ただし、その信託業務の範囲については、1906年の公受託者法と1912年の公受託者規則⁵によって、細かく規定されている。その主な職務は遺産事務執行、保管受託者(custodian trustee)となること、通常の受託者となることに、分類されている⁶。

このうち、次節で検討する保管受託者としての業務を除くと、公受託者の信託関連業務における権限範囲は非常に限定されている。遺産事務執行として認められているのは、1,000ポンド未満という価値の小さな遺産についてのみである⁷。また、通常受託者としては、営業の遂行、継

³ イングランド信託法全体については、G.W.キートン、L.A.シェリダン『イギリス信託法』（海原、中野監訳、有信堂・1988年）を参照。

⁴ Public Trustee Act 1906. 以下、P.T.A. で引用する。

⁵ Public Trustee Rules 1912. 以下、P.T.R. で引用する。

⁶ P.T.A. s 2(1).

⁷ P.T.A. s 3(1).

続にかかわる信託について、限定が存在する⁸。すなわち、財務省の同意がない場合には、短期間（18ヶ月）の運用で、売却処分または清算に関して、損失の危険なく執行できるときに限っているのである⁹。また、公受託者は公益または宗教を目的とする信託の引受ができない¹⁰。

さらに、公受託者は信託を引き受けるか否かの判断に当たり一定の裁量権限を有しているが、信託財産の価値が小さいことだけを理由として受託を拒否することができないといった制限があり¹¹、受託者として完全に自由に顧客を選べるわけではない。また報酬については、業務内容によって決めるのではなく、引受財産の価値に比例して決定されることとなっているうえに、大法官による厳しい規制を受けている¹²。その代わり、信託違反により責任が発生した場合、国家がその損失を肩代わりすることが定められている¹³。

(2)業務内容の変遷

公受託者の業務の主なものは、私人の価値の小さな財産の管理である¹⁴。このような公受託者の制度が設置された当初の制度目的は、遺言者が、安心して指名できる遺言執行者を、官職という形で用意することであった。しかし、現在では、こうした遺産執行業務のかなりの部分は、民間の専門受託者によって代替されているといわれる。また、公受託者には司法受託者として行動する権限があるが、司法受託者制度自体が活発に利用されていないため、この職務も重要性は低いものと思われる。

結果として、公受託者に期待される職務は、受託者としての「最後のよりどころ」となることに重点が置かれるようになる。つまり、受託者の死亡または引退にともない、信託財産が宙に浮くことを避けるため、公受託者が信託財産を引き受けるのである。しかし、こうした職務はオフィシャル・ソリシターなど他の官職の職務と重なっているため、整理統合が図られることになった。結果として、現在は公受託者の職務は縮小されており、最終的には公受託者制度自体を廃止する方向で進んでいる¹⁵。

すなわち、1986年の公受託者および基金管理法¹⁶は、公受託者の権限

⁸ P.T.A. s 2(4).

⁹ P.T.R. s 7(2). また、債権者の利益のための債務整理証書に基づく信託、破産することが明白な遺産の事務執行などは認められていない。

¹⁰ P.T.A. s 2(5).

¹¹ P.T.A. s 2(3).

¹² P.T.A. ss 9(1)~(5).

¹³ P.T.A. s 7(1).

¹⁴ A. J. Oakley, Parker and Mellows: *The Modern Law of Trusts*, p.467 (7th ed. 1998, Sweet & Maxwell).

¹⁵ こうした改革は1970年代にすでに提唱されていたようである。M. Sladen, *Practical Trust Administration*, p.250 (1977, Europa Publications Limited).

¹⁶ Public Trustee and Administration of Funds Act 1986

範囲を拡張し、心神耗弱者の財産管理に関する業務一般を行いうるようになった。これは、無能力者保護法廷(Court of Protection)の業務の公受託者業務への統合である。これによって、公受託者の権限範囲はいったん拡大したが、2000年4月、政府が公受託者事務所(PTO)の近代化を表明し¹⁷、2001年4月1日から公受託者の信託業務はオフィシャル・ソリシターの事務所に移管されている。移行に当り信託法人としての公受託者は存続し、オフィシャル・ソリシターとは別の法人格を維持しているが、同じ建物の中に事務所が置かれ、代表者の兼任が認められている。将来的には、公受託者の職務は、信託業務をオフィシャル・ソリシター事務所がもっぱら引き受け、他の職務についてはそれぞれ適切な部署に移管される予定となっている¹⁸。

いずれにせよ、公受託者は通常の受託者と同様に信託業務を営むことができるが、その存在意義は公共的な役割をともなう受託業務であることは明らかである。したがって、民間業者が代替可能な受託業務との競合、さらには、他の官職の職務権限との競合については、公受託者の権限範囲を縮小するという方向で、現在調整が図られつつあるのである。

(3)公職性

こうした、公受託者の公共的性格の一端を示す判例が存在する。Re Cherry's Trusts, Robinson v Wesleyan Methodist Chapel Purposes Trustees [1914] 1 Ch. 83 がそれである。これは訴訟開始召喚(originating summons)の手続に従って、法律問題が争われたものであるが、そこで争われたのは、保管受託者である私法人が、公益信託の受託者となりうるかという問題であった。

これがなぜ、公受託者の問題と結びつくのかといえ、公受託者法の規定と関係があるからである。次節でも述べるように、保管受託者という受託者類型に関して、根拠条文となっているのは、公受託者法の4条3項である。この条文は、公受託者以外の法人について、公受託者と「同様のやり方で」保管受託者として行動する権限を与えるという一種の準用規定である。したがって、公受託者以外の保管受託者の職務権限範囲は、公受託者に準じるものとして理解される。

ところで、公受託者法2条1項は、公受託者に保管受託者として受託業務を行う権限を与えているが、他方で、2条5項は、公受託者が、公

¹⁷ Lord Chancellor's Department, Making Changes: the Future of the Public Trust Office – The Way Forward and an analysis of the Consultation (<http://www.publictrust.gov.uk/documents/consultation.pdf>).

¹⁸ この点については、オフィシャル・ソリシターのHP (<http://www.offsol.demon.co.uk/>) に詳しい説明がある(2002年6月現在)。オフィシャル・ソリシターの権限範囲は公受託者より広いため、公受託者の引き受けられない信託の引受を要請された場合はオフィシャル・ソリシターがもっぱら引き受けることになるかと予測される。

益信託の受託者となりえないと定めている。そうすると、公受託者に準じて扱われるはずの、他の保管受託者たる私法人についても、公益信託の受託業務権限を与えられていないのではないかが問題となるわけである。

この点について、高等法院の大法官部(Chancery Division)は、公受託者法 4 条 3 項、およびそれを受けた公受託者規則 30 条によって権限を与えられる公受託者以外の法人については、公益信託の受託者として行動することが認められるという判断を下した。その根拠は要するに、公受託者に一定の信託の受託者となることを禁じる 2 条の規定は、公受託者の公法人としての特別な地位にもとづく制限であって、その他の法人の権限を制限する合理的根拠は認められないということであった。

この判決が指摘するように、公受託者の受託権限範囲の限定は、もっぱら公受託者が官職という特別な地位にあることに由来しているように見える。判決の中でも示唆されていることであるが、公受託者が価値の小さな遺産の管理権限のみを有すること、営業の遂行や継続にかかわる通常の信託引受は期間を限定されていること、さらには そうした業務とは対照的に 保管受託者としての業務については広く認められていることなどは、公受託者が引き受ける受託業務をリスクの小さなものに限定する趣旨であると考えられる。さらにいえば、報酬を信託業務の内容に比例させず、引き受けた財産の価値に比例させるのも、リスクをとともなう積極的な財産運用を防止する趣旨ともとれるだろう。

そうだとすれば、保管受託者として行動する私法人 具体的には銀行、保険会社その他の信託会社 について、こうした制限がかからないのは当然といえよう。こうした私法人はリスクをとともなう受託業務も、当然に行いうるからである。むしろ、こうした民間受託者の受託業務を侵さないために、公受託者の業務範囲は制限されているという見方すらできる。なぜなら、公受託者の業務として主に念頭に置かれているのが、行き場を失った信託財産の引受や、受託者のメリットの少ない小額の遺産の管理、あるいは無能力者の財産管理であることにかんがみれば、公受託者という受託者類型は、リスクをとともなう財産の積極運用や、公益事業への積極的参与を予定して作られた制度では、そもそもないといえるからである。

このように考えてみると、公受託者はその「公職性」ゆえに一般私人の受託者よりも受託権限を限定されているといえることができる。言ってみれば、ここでは「官」としての受託者に対して、「民」の領域への「参入規制」が行われているのである。

2 保管受託者

(1)業種の概要

保管受託者(custodian trustee)という語は、支配受託者(managing

trustee)に対比される概念であり¹⁹、すでに述べた1906年の公受託者法によって創設されている。その主な任務は、信託財産の保有、書類保管、出納であり、積極的な財産運用を行わず、通常の信託より権限範囲が狭い²⁰。そのかわり、保管受託者は支配受託者の指図に従って誠実に信託財産の保管を行ってさえいれば、原則として責任を負わされることはない²¹。こうした、保管受託者という制度を利用する委託者側のメリットは、事務執行権限を持つ受託者の死亡・交代の際に、いちいち信託財産の帰属を変えなくてすむという点であるといわれている(保管受託者は後に述べるように信託法人として法人格を有するため)²²。

注意を要するのは、このような、保管受託者という地位は、公受託者法によって定められた、特別の受託者類型であり、信託財産の保有権限を有する受託者一般を指す概念ではないということである。受託者として、信託財産を保有し、また保有権限のみを行使することは、通常の信託設定行為として一般に認められている。しかし、それは受託者としての権限が、委託者の意思によって制限されているだけの、ただの受託者であって、保管受託者ではない²³。保管受託者となりうる主体の範囲は法により限定されているうえ、保管受託者として指名された場合には、そのことに伴って権限範囲、義務内容が法によって細かく決まってしまうのである²⁴。

また、公受託者法4条3項は、公受託者以外の保管受託者について、信託財産から報酬を徴収する権限を認めている。ただしその額は、公受託者が保管受託者として行動する際に受け取る報酬を超えない範囲に限定されている。この意味では、保管受託者という受託者類型は、公受託者業の「民間委託」のような性格を持った、特殊な「公共信託業」という性格を持っているように見える。

(2)保管受託者となりうる者の範囲

¹⁹ わが国の信託法においては、支配受託者的な地位は信託財産の所有権を有しないために受託者とは考えず、支配受託者と保管受託者の関係は、それ自体が委託者対受託者の関係としてとらえられる。ただし、四宮和夫『信託法〔新版〕』218頁注(一)(有斐閣・1989年)を参照。

²⁰ ただし、信託についての一定の責任を引き受けているため、いわゆる受動信託ではないと考えられている。

²¹ P.T.A. s 4(2)(h).

²² Oakley, op. cit., p. 467., J. E. Martin, Hanbury and Martin: Modern Equity, p. 508 (16th ed. 2001, Sweet & Maxwell).

²³ 2000年受託者法(Trustee Act 2000)の16条以下は「名目保持人および保管者(Nominees and custodians)」と章立てされているが、ここでの「保管者」という概念は、通常の受託者の指名により信託財産を保有する権限をもつ者をさす概念である。この保管者に指名される者の範囲は、19条2項によって限定されているが、その範囲は、公受託者法の保管受託者より相当広い。たとえば、保管受託者は信託法人であるが、保管者は信託法人に限られない。

²⁴ 公受託者法4条2項各号(Public Trustee Act 1906 s 4(2)(a)~(i))を参照。

保管受託者となりうる主体の範囲は、公受託者法および公受託者規則が定めている。すでに述べたように公受託者は保管受託者として行動することができるほか、公受託者法4条3項は銀行、保険会社、その他規則で授權を受けた法人について、公受託者と「同様のやり方で」保管受託者として行動できることを定めている。同条を受けて、公受託者規則30条は保管受託者として行動できる法人の範囲について、詳細な規定を置いている²⁵。それらは、公益信託の官設保管者(Official Custodian for Charities)や、その他数多くの公社等に受託権限を与える、「官」に対する規定であるが、「民」に対する規定として、1項b号がある。ここでは、「信託業務の引受権限を定款で定め、遺言書および継承的不動産処分にもとづく受託者として、また遺言執行者または遺産管理人として、行為することが営業として認められている会社で、25万ポンド以上の発行済み資本金を有し、そのうち10万ポンド以上が現金で払い込まれている会社であるか、または無限責任社員の一人に、こうした会社が含まれているような無限会社」について、保管受託者として行動することを認めている。要するに、保管受託者として営業を行う会社には、それ相応の資本を要求しているのである。

このことはおそらく、保管受託者の「公共信託業」的な性格とは無関係ではないだろう。すでに述べたように、保管受託者は支配受託者の指図に従って誠実に信託財産の保管を行ってさえいれば、原則として受託者としての責任を負わされることはなく、その意味では、保管受託者としての業務自体は比較的リスクの少ない信託業務のはずなのである。にもかかわらず、こうした厳しい規制がかけられている理由は、「保管受託者業」が公受託者の業務の代替という性格を持っていることにあるものと推測されるのである。

(3)保管受託者が有する地位 公共性

このような「保管受託者業」の特殊な性格は、判例法の中にも現れている。それは、Forester v Williams Deacon's Bank Ltd [1935] Ch 359という判例である。

この事案では、遺言によって、被相続人の財産に信託が設定された。当初、遺言者の息子が単独の受託者として指名されていたのだが、当該息子が受託者としての地位を退くことを欲して、銀行を新たな受託者として指名することにした。ところが、当該信託を設定した遺言には、受託者の報酬を受け取る権限の定めがなかったため、このままだと銀行は報酬を受け取れない可能性があった²⁶。

²⁵ 同規則30条は、1912年以後幾度かの修正を経ながら、保管受託者として行動できる法人の範囲を拡大している。

²⁶ ただし1925年受託者法(Trustee Act 1925)42条は、裁判所が指名した受託者について、報酬を与える権限を認めているから、こうした手続をふめば報酬を受

そこで新旧両受託者は、受託者の再指名の証書作成にあたり、公受託者法の規定を利用しようとした。すでに述べたように、この規定は公受託者以外の法人が、保管受託者として行動する場合に、公受託者と同等の報酬を徴収する権限を与えている。銀行は保管受託者になりうるから、この規定を根拠として、銀行は公受託者が受け取れるのと同等の報酬を、信託財産から受け取れるわけである。ここまでは何の問題もない。

問題は、新旧両受託者の作成した、受託者再指名証書には、当該銀行を、保管受託者に指名すると同時に、支配受託者にも指名するという条項が存在したという点である。保管受託者は本来、支配受託者の指図を受けて、その指図どおりに財産を管理する地位にある。したがって保管受託者と支配受託者は別の人格が指名されるのが通常であるが、このケースでは、同一人に保管受託者と支配受託者の地位を兼任させようとしたのである。これに対して、当該信託の受益者が報酬の支払を拒否して、争いとなったのが本件事案である。

控訴院は、銀行が保管受託者としても、支配受託者としても行動できることは認めつつも、公受託者法の規定が、両者を明確に区別して規定しており、両者の地位には別の人格が指名されることを前提とした規定が置かれていること（たとえば、4条2項h号の、支配受託者の指図に従い誠実に行動した保管受託者の免責を定める規定）に着目して、同一の信託について両者の地位を同一人が兼任することは許されないとの判断をした。

このような控訴院の判断は、一見して当然の判断のように見える。そもそも保管受託者とは、通常受託者が持つ財産管理権限を、財産の保有と事務執行のふたつに分けて、前者のみを有する受託者形態を認めたものだからである。したがって保管受託者と支配受託者の地位を同一人が兼任するのであれば、それは通常受託者と権限範囲がなんら変わらないはずで、通常受託者としての指名を受けるべきなのである。二つの受託者の地位を兼任するという受託者の指名の仕方は、いかにもうさんくさい。

しかし、もう少し深く考えてみよう。判決でも触れられているように、銀行は、保管受託者になりうるのはもちろん、支配受託者にもなりうる。また、一般私人と同様に、通常受託者として行動することも可能である。さらに、先に公受託者の説明の際に検討した *Re Cherry's Trusts* 事件で示されたように、公益信託の受託者になることさえも可能であり、この意味では公受託者よりも受託権限が広い。言ってみれば銀行は、もっとも受託者たるにふさわしい主体であることが、法によって認められているのである。

ところが、それにもかかわらず、報酬規定のない信託の引受について、

け取れないわけではないようである。

銀行が報酬を受け取れるのは、銀行が「保管受託者」として行動したときに限定されているのはどうしてであろうか。保管受託者が、通常受託者から事務執行権限を差し引いただけの業務であるなら、このことは説明がつかない。むしろ、同じ主体が保管受託者「以上」の業務を行っているのだから、報酬請求権が当然に存在するということになりそうである。ところが現実はそのようになってはいない。

このことは、「保管受託者」の報酬請求権が、保管受託者となりうる者の個性（公法人・銀行・保険会社・十分な資本をもつ大会社）に付随する特権ではなく、「保管受託者」という地位そのものに付随する特権であることを意味するものと言えるだろう。つまり、保管受託者は、単なる「保管権限を有する受託者」ではなく、また「保管権限を有する信用性の高い受託者」のことでない。同じ主体でも、「保管受託者業」という業務を行ったときにだけ特権を享受できるという意味で、特別な「信託業」なのである。そして、そうした「保管受託者業」の特殊性は、公受託者に準じた業務を行うという「公共信託業」的性質として理解できるだろう。

3 信託法人

(1)業種の概要

信託法人というと、日本の「信託会社」に対応する概念のようにも思えるが、実はまったく異なる。1925年受託者法によって定義づけられた信託法人とは、受託者として行動しうる法人のすべてをさす概念ではない。もともとイングランド信託法においては、受託者になりうる法主体には、原則として制限を設けていない。したがって、あらゆる法人が受託者となることができる。こうした法人受託者のうち、一定の要件をみたしたもののだけが、信託法人となり、一定の特権を享受することができるのである。つまり、信託法人とは、通常受託者よりも有利な条件で信託の引き受けをするための資格にすぎない。

ある主体が信託法人と認められることの効果は、その主体が、通常単独受託者には認められていない「特権」を享受できるという点にある。その特権の多くは、通常であれば二人以上の受託者がいなくてはならないような場面で、信託法人は単独で行為が行えるという点である²⁷。たとえば、土地の信託において生じる売却の手續または元金の、受領書発行または書類作成の権限(Law of Property Act 1925 s 27(2))、継承的財産設定の際の元金の受領証発行権限(Settled Land Act 1925 ss 94, 95)、単独受託者による受領書に関する制限の影響を受けずに、和解その他をなす権限(Trustee Act 1925 s 15)、などである。さらに、受託者が退任する際、信託法人が単独受託者として残れば、他の受託者が

²⁷ Martin, op. cit., p.508.

退任することが可能である(Trustees Act 1925 s 39)²⁸。

このように信託法人は、通常であれば複数の受託者が、相互監視の下で行わねばならない信託業務を、単独で行う権限を持っている。本来二人でやるところを一人でやれば、当然受託者が権限を濫用して、受益者の利益を害する危険性が高くなる。信託法人に単独で受託者として行動する権限を認めているのは、そうした権限濫用の危険性に対処する制度的保障がしっかりしており、受託者として信用度が高いということなのだろう。言ってみれば信託法人とは、優良な受託者として、「品質保証付信託業」を行う信頼の置ける受託者類型といえる。

(2)信託法人となりうる者の範囲

信託法人の定義は、若干複雑で、わかりにくい。というのも、この信託法人という概念は、公受託者のような制度により定められた受託者類型ではなく、また保管受託者のような機能面から見た受託者の定義でもない。むしろ、信託法人とは、ある種の「特権的地位」を法が与えた者に対する総称であるから、単一の定義になじまないのである。

信託法人を定義するのは、1925年受託者法の68条18項であり、そこには、「信託法人」を「公受託者、または裁判所により特別のケースに受託者に指名された法人、または1906年公受託者法4条3項の下の規則で、保管受託者として行動する権限を与えられた法人」と定義している。すでに述べたように、1906年公受託者法4条3項は、銀行、保険会社、資本金25万ポンド以上の大会社等に、保管受託者として行動することを認めているから、こうした会社は信託法人に含まれるわけである。

このほかに、1926年財産権法修正法(Law of Property(Amendment) Act 1926)の3条1項が、「1925年財産権法、1925年継承財産設定法、1925年受託者法、1925年不動産管理法(Estate Act 1925)の目的のために」、信託法人の定義を拡大している。そこでは財務省法官(Treasury Solicitor)や、オフィシャル・ソリシター、その他大法官によって定められた官職、破産中の受託者、公益信託の受託者として行動するよう組織されたある種の組織など、さまざまな主体に信託法人としての地位を与えている。

しかし、信託法人の典型であり、数も多いと考えられるのは、保管受託者として行動する権限を与えられた、銀行、保険会社、十分な資本を持つ大会社の類であろう。その他の法人に信託法人としての地位が与えられているのは、信託法人の持つ特権を、その他の法人に対しても享受させることに主な目的があるのではないかと思われる²⁹。

²⁸ そのほか、最近では2000年受託者法の19条5項は、信託法人に、単独で名目保持人および保管者となることを認めている。

²⁹ Oakley, *op. cit.*, p.465.

またこのため、信託法人と、「保管受託者となりうる者」の範囲は、かなりの部分が重なってしまい、いずれのレベルの議論なのか、判然としない場合も多い、たとえば、保管受託者について、保管受託者を指名するメリットは、受託者としての永続性にあると一般に言われているが、これは信託法人が受託者になる場合一般に認められるメリットなのではないかとも思われ、両者の概念をどのように使い分けているのかは不明な部分も多い。

(3)信託法人に認められる特権 信用性

このように、信託法人という受託者類型の中心に、「保管受託者となりうる者」がいるとすると、一般の会社が保管受託者となるための資格要件である、「資本金 25 万ポンド以上、うち 10 万ポンド以上の現金での払込み」という基準は、そのまま、信託法人の資格要件として意味を持つことになる。むしろ、こうした資本金の規制は、単独受託者にはない業務の簡素化というメリットを享受する信託法人の、受託者としての優良さと信用力を、保障するためにこそ重要であるように思われる。すでに述べたように、保管受託者という業務それ自体は、それほど大きな責任を伴わないからである。

ただし 25 万ポンドという金額を、どのように評価するかが問題である。この程度の金額であれば、場合によっては、ひとつの信託財産の価値にも満たないであろう。しかも、これはあくまで株式発行額であって、資産総額ではないから、受益者の利益保護のための資本金規制という観点からは不十分な規定でしかないともいえる³⁰。そうすると、25 万ポンドという金額が、真に信託法人の受託者として「信用性」を担保するために十分な規準といえるかどうかは、疑問の余地も残る。

ともあれ、信託法人が通常受託者にはない、業務の簡素化というメリットを享受しているのは事実であり、それが受託者としての「信用性」と関係していることは確かであろう。この意味ではやはり、信託法人は、品質保証付の信託業を行う、優良受託者なのである。

4 専門受託者概念

(1)どのような概念か

今までの受託者類型の分類とは、いささかレベルの異なるものとして、「専門家としての受託者」という概念が存在する。この概念は 2000 年受託者法(Trustee Act 2000)の中に見られる。同法では、主に受託者の義務と権限について、かなり大幅な改正が行なわれているが、その中には、受託者の専門性を問題とする改正が見られる。具体的に、受託者の専門性が問題となっているのは、受託者の注意義務の範囲を定めた 1 条と、受託者の報酬について定めた 28 条である。

³⁰ Oakley, op. cit., p.465.

ただし、これらの表現を見る限り、2000年受託者法には、これら二つの条文に共通の「専門受託者」とでも言うべき単一の概念があるわけではなさそうである。したがって両者をまとめて記述することは本来は不正確ではあるのだが、近年のイングランド法において、受託者の「専門性」とは、どのようにとらえられているのかを知る資料としては、非常に示唆的であると思われるので、ここではあえてこれらをまとめて概観してみよう。

(2)受託者の注意義務

まず、同法の1条に関しては、「この節の義務が受託者に適用される場合には、受託者は状況に応じた合理的な注意と技術を行使しなくてはならない」と規定され、とりわけ以下の二点に留意するように求められている。それは、「(a)彼が有するか、有すると述べた特別の知識と経験」と、「(b)彼が事業者または専門受託者として行動しているときの、その種の事業または専門を有する者として合理的に期待される特別の知識と経験」である。

同条の規定からは、事業者または専門家としての受託者については通常の受託者よりも高い注意義務が設定されていることが見てとれる。この規定については、当初、立法委員会は二つの案を用意しており、受託者について、通常の慎重な事業者としての統一的な注意義務を課するという案と、現行条文のように、受託者の特別な技術と地位、信託の状況に関連付けて注意義務を規定するという案があり、意見の一致が見られなかったようである。しかし、様々な受託者の考慮要素を取り込むことのできる柔軟性や、前者の案でも受託者の性質の考慮をまったく否定しているわけではないことなどから、最終的には後者の案が採用されることになった³¹。

これらの規定から分かるのは、同法では専門性を持った者（あるいは持っていると言った者）が受託者になる場合について、その専門性に応じた注意義務の高度化を意図していることである。すなわち同法では、専門受託者として行動する場合、その仕事に向いていなかったことを理由として、無能な受託者が責任を免除されるべきではないと考えられており³²、この意味では専門受託者は、その専門性に対する委託者の信頼を担保する立場にたたされているのである³³。

(3)受託者の報酬請求権

つぎに、28条について見ておこう。2000年受託者法の第5章は、受

³¹ Law Commission, Trustees' Powers and Duties (Report 260), pp.40-43.
(<http://www.lawcom.gov.uk/library/lc260/lc260.pdf>).

³² Law Commission(Report 260), op. cit. p.42.

³³ただし、樋口範雄「イギリスの2000年受託者法に関するノート」NBL739号15頁(2002年)によると、こうした専門受託者に対する注意義務の規定が、現実にはどの程度の注意義務の高度化をもたらすのかは不明であるという。

託者の報酬に関して定めている。すなわち、信託の引き受けは信託の一般原則としては、無償であるというのが伝統的な考え方であったが、現実には、信託の引き受けを業として報酬を受け取る受託者の存在が一般化しており、伝統的な考え方が時代に適合的ではなくなっている。そうした現実にかんがみて、信託の引き受けを営業としてなす受託者については、信託財産の管理を行ったことに関して、報酬を受け取る権利が原則としてあるものとした。つまり信託の設定に際してそれと異なる定めをしない限りは、受託者が信託財産から報酬を受け取る権限を有するという任意規定を置いたのである。

こうした規定は、信託の引き受けを営業としてなす主体を想定して置かれたものであることは明らかだろう。そこで、この章の規定の適用に当たって、無償で受託者となることを原則とする素人受託者(lay trustee)と、専門家としての受託者の区別が必要となってくる。

この点について、同法は専門家として報酬請求権のある受託者を、信託法人および、専門能力(professional capacity)のある受託者と定義付け、それ以外の受託者を素人受託者であると定義づけることにしている(28条6項)

ここでの、専門能力という概念については28条5項が説明している。それによれば、専門能力を持って行動する受託者というのは、その受託者が、(a)一般または特定の種類の信託の管理・運用、(b)一般または特定の種類の信託の管理・運用のあらゆる特定の側面、のいずれかに関係するサービスの提供を含むような専門または営業の過程において行動する場合であって、かつ、受託者が提供するサービスまたは、信託を代表するサービスが、この記述に含まれる場合であるという。

(4)専門能力を有する受託者

問題はここにいる、28条の「専門受託者」という概念の具体的な範囲がどのようなものである。1997年の、立法委員会(Law Commission)の最初の立法提案においては、ここにあるような専門能力からの定義付けは行われていなかった。そこでは、「専門または営業にかかわる(engaged in a profession or business)」という表現が使われている箇所はあるが、それ以上の詳しい説明がなされなかった³⁴。立法委員会は、こうした表現で十分であると考えていたのである。ところが、こうした立法提案に対して、いかなる専門・営業にかかわる受託者であっても、この提案の射程に含まれるのか、という疑問が表明された。そのため、立法委員会は「専門・営業」についてのより詳しい定義付けの必要性を意識するようになったのである。

その後の1999年に作成された立法委員会のレポートの中の説明によ

³⁴ Law Commission, Trustees' Powers and Duties (Consultation Paper 146), p. 164, (<http://www.lawcom.gov.uk/library/lccp146/cp146.pdf>).

れば、報酬に関する規定を置いたのは、報酬を受け取れないために行動しない受託者一般のためというより、専門技術と経験を持つある種の主体が、受託者として行動することが信託の利益となることにかんがみ、そういった（潜在的）受託者の信託引き受けを容易にするためであったことが読み取れる。したがって、立法委員会は、この報酬に関する規定の適用範囲を定めるに当たり、受託者の特定の専門・営業と、受託者として信託に提供するサービスには、密接な関係があることを、当然の前提にしているのである。立法委員会が草案段階で「専門能力」という語を挿入したのは、そうした点のあいまいさを払拭するねらいがあったといわれ、実際に、立法委員会はこうした専門性のある受託者の例として、ソリシターや会計士をあげている³⁵。

つまり、2000年受託者法の28条における「専門受託者」とは、営業として信託の引き受けをなす全ての受託者をさす概念ではなく、専門技術と経験に裏打ちされた「能力」を基準にして定義付けられる概念なのである。

(5) 専門受託者の持つ意味

以上のような2000年受託者法の立場からすると、注意義務の範囲を定める1条の規定と、報酬請求権に関する28条の規定は、同じように受託者の「専門性」を問題にしているといっても、その範囲が明らかに異なる。したがって先に述べたように、両者を「専門受託者」という単一のイメージでくくることには、若干の無理があることは否めない。

しかも同法が専門受託者について単一の定義をおかず、義務と権限の両者について、その範囲を書き分けていることには十分な合理性が認められる。なぜなら委託者が受託者の専門性に期待して、委託を行った場合について、高い注意義務を設定しようというのが1条の趣旨だとすると、同条で厳しい注意義務が課される専門受託者の範囲は、顧客となる委託者の側の信頼によってその限界を画されるべきである。すなわち、ここでは「専門家」という肩書で受託を行ったかどうかの方が重要となるはずである。これに対して28条の報酬請求権に関しては、受託者の特別の権限を定めるものであるから、特権を享受するにみあう能力の存在を必要とする。この場合は専門家としての肩書よりも、専門家としての実質を備えているかどうかの方が重要となるのである。

このように両者を区別することは重要であろう。しかし、他方で以下のような視点から考えてみると、両者にはやはり共通する「専門受託者」のあるべきイメージが存在するようにも思われる。

28条で報酬請求権を持つような専門能力を有する受託者は、常に1条で厳しい注意義務を課される受託者となることはおそらく間違いないだろう。そうすると、同法の特権を享受するには一定の義務が伴うとい

³⁵ Law Commission(Report 260), p.76.

う関係が存在する。

また、1条の規定からは、素人受託者が報酬をとって受託を行ったとしても、それは厳しい注意義務を課されるわけではないことになり³⁶、他方で、28条2項において、たとえ受託者の提供するサービスが素人受託者によって提供しうる内容のサービスであっても、受託者の報酬を受け取る権利が存在することが認められている。

つまり、専門能力を有さない素人受託者である以上は、報酬を受け取るうとも注意義務には影響を与えないし、専門能力を有する専門受託者である以上は、業務がたとえ容易であっても報酬請求権は存在することになる。この意味では、専門受託者というのは、受託者の専門性という「能力」を基準として特権が与えられ、その反面として高い注意義務を課される特別の地位であって、通常受託者とは区別できる、ひとつの受託者類型と言ってよいようにも思われるのである。

5 まとめ

(1)概念相互の関係

以上、さまざまな受託者類型について見てきたが、ここで一応の整理をしておこう。イギリスにおいては、さまざまな受託者類型が存在しているが、これらは整然と分かれるものではなく、ある類型と他の類型が交錯したり、包含される関係にあったりする。簡単にまとめると次のようになっている。

公受託者は通常受託者・保管受託者になりうる。

保管受託者には、公受託者・銀行・保険会社・その他の信託会社等々が含まれる。また、公受託者と同等の扱いを受けられる。

信託法人には保管受託者になりうる法人その他が含まれる。また、単独受託者にはないいくつかの特権を有する。

専門受託者は信託法人のほか、専門能力のある受託者が含まれる。報酬請求権などに特権を有する反面、高い注意義務を負わされる。

これを図にすると、次のようになっていると考えてよいだろう(図1)。このように整理すると、銀行・保険会社・資本金25万ポンド以上の信託会社は、いずれも図のAの領域に含まれる。こうした受託者類型は、その安定性、永続性から、さまざまなメリットを享受できるようになっていることがわかる。

しかし、イギリスにおいて、受託者「業」の範囲はそれにとどまらない。専門受託者の中には、Bの領域が存在する。すなわち、たとえばソリシターや会計士などが、信託法人以外の受託者として行動する場合にも、報酬請求権に関して法令上の一定のメリットを享受できるようになっているのである。

³⁶ 樋口範雄・前掲論文 15頁。

さらに、受託者「業」という意味で無視できないのは、Cという領域の存在である。すなわち、2000年受託者法の立法過程で、専門受託者の範囲の問題が議論されたのは、「専門能力」を持たないにもかかわらず、「専門・営業」として報酬を受け取り、受託者となる受託業者の存在余地を認めていることの裏返しであると見ることもできよう。そのような受託業者が実際にどのくらいあるのか、あるいはまったくないのか、現時点では資料を見出せなかったため不明ではあるが、少なくとも法はそうした受託者の存在を禁じてはいないことは明らかである。

(2)それぞれの特徴

つぎに、それぞれの受託者類型の特徴と相互関係を簡単にまとめておこう。公受託者、保管受託者については、受託者としての職務に、「公共性」とでも言うべき性格が見られる。これは官職である公受託者については、特にそうであるが、保管受託者についても、その地位や権限について、通常受託者にはない特別の性格が認められる。これらは社会的弱者の財産保護や、引き受け手のない信託財産の保護、受託者の死亡、引退に伴う業務の混乱からの解放といった、公受託者、保管受託者に期待される受託業務の内容と関係がある。そうした公共性に伴い、これらの受託者類型には、権限内容の制限がある代わりに、報酬請求などの面で一定のメリットを享受していた。

しかし、こうした受託者の公共的性格は、次第に解消される方向にある。第一に、公受託者の果たしてきた役割が、国家組織の中で整理統合され、必要最小限の権限範囲へと縮小されたことがあげられる。第二は、受託者法の改正により、専門受託者全般が報酬請求権を享受するようになったことである。これにより、相対的に保管受託者の有していた特権的地位の位置づけは低くなったといえよう。

これは、公受託者が受託者として行ってきた業務が、実際には他の官職で代替可能であること、あるいは保管受託者が公受託者に準じる形で行っていた業務が、通常信託の引受業務で代替可能であることが、明らかになったためではないかと思われる。このように考えるとき、「半官半民」の公受託者が行ってきた業務が、純粋な「官」へと統合され、「半公半私」の保管受託者が有していた特権が、「私」による信託業務全体に拡張されたことは、それなりに一貫した態度といえよう。

信託法人については、受託者の「信用性」という性格が特徴的である。すでに述べたように、信託法人の多くは「保管受託者となりうる者」であるが、信託法人自体は公共性とは無関係の地位である。ただし、受託者の公共性と信用性の間には一定の関係があることは確かである。ある主体に公共性のある業務を担わせるためには一定の信用性が必要であり、逆に、公共性のある業務を担っているという事実それ自体が、その主体に（ある意味での）信用性を与えることもある。しかし、そうであっても両者は別の概念であり、区別されなくてはならない。

専門受託者については、受託者の「専門性」という性格が、特徴的である。ここには「能力から見て受託者にふさわしい者」という一定の価値判断が含まれている。そしてその範囲は、信用性ある受託者の範囲よりもはるかに広い領域に及んでいる。

日本法への示唆

1 受託者に期待される性質

(1)公共性

以上の検討をふまえて、わが国の信託業法のあり方を考えてみたい。まず、イングランド法において受託者に期待されていた、公共性、信用性、専門性という性質は、わが国の「信託業」を営む受託者にも期待されている性質であるといえるかどうかを考えてみよう。

受託者に公共的な性格が存在するという本稿の分析は、わが国の信託業の状況を見るとなじみにくいかもかもしれない。わが国の信託業の中心は信託銀行による金銭信託であり、投資運用のスキームであって、公共性とは無縁のものと思えるからである。

しかしわが国にも、数は少なくとも、公益信託や、高齢者財産の信託など、多かれ少なかれ公的な性質を有する信託類型は存在し、そうした信託については、受託者に一定の公共的な役割が期待されていると見ることができよう³⁷。

ただし、これらの信託については、信託という法制度を用いることが、そうした公共目的を達成するのに果たしてふさわしいのかという、法政策的な観点からの問題が残る。公益信託であれば、公益法人、高齢者財産信託であれば成年後見制度といった、他の公的スキームが存在することとの調和を考える必要がある。逆に言えば、信託というスキームを、他の公的スキームの抜け道として利用させることには、慎重であるべきだろう。そうすると、公共性のある信託引受けの受託者には、そこで達成されるそれぞれの公共目的との関係で、相応の規制がなされる必要が生じてくるだろう。

(2)信用性

以上とは逆に、受託者に信用性が期待されるということは、おそらく異論がない。信託とは文字通り「信じて託す」契約類型だから、受託者はそれ相応の信用性が必要であるという考えは、一般に受け入れやすいものであろう。しかし、以下の点に注意する必要がある。

³⁷ また、信託業法の立法過程を見ると、信託会社は固有信託に専念する、公益・慈善的な事業として活動するべきであるという構想が一部に見てとれる。こうした構想が現実的であったかどうかはともかく、当時から信託会社に一定の公共性が期待されていた点は興味深い。山田昭編著『日本法資料全集 2 信託法・信託業法』36頁（信山社・1991年）を参照のこと。

信託が「信じて託す」行為であると考えた場合、委託者は受託者の何を「信じて」、財産を託すのかが問題である。われわれ法律家が「信用」という言葉を用いるときは、それは「現在の給付に対して将来の一定の時日にその反対給付を行うことを認めること³⁸」であり、したがって債務者に「信用性がある」ということは、債務者の資産が多く、債務の履行が確実であることをいう。要するに、この意味での信用とは、主体の資産の多寡をさし、「つぶれないこと」をさすといっても間違いではない。

しかし、信託における受託者の信用性は、必ずしもそう考える必要はない。わが国の通説的な見解によれば、受託者が破産したとしても、信託財産は破産財団から排除され、取戻権が認められる³⁹。受託者が信託法にのっとり、信託財産を分別管理し（信託法 28 条）受託者としての善管注意義務（20 条）にのっとり、適切に信託財産を管理してさえいけば、受託者の資産の多寡は委託者・受益者には関係ないことであるともいえる。そうすると、委託者が受託者の何を「信じて」いるのかといえ、それは信託法上の受託者の義務を遵守し、信託事務を適切に遂行することであると考えられることになる。この意味での信託受託者の「信用」は、財産の多寡とは無関係の、日常の用語に近いものである。

この信託における「信用」という語の二重性は、信託業法の改正論議にとって重要である。というのは、信託業法の改正論議にあたっては、信託業者は信用における業者でなければならないという認識が、そこで言われる「信用」とは何かがあいまいなままに主張されかねないからである。信託業を営む受託者は、信託事務を適切に遂行するような受託者でなくてはならないというのであれば、それは当然のことである。しかしそのことから、信託会社一般の資本規制を行い、信託業への参入を制限せよという結論は導けない。せいぜい、信託事務の適切な遂行をうながすための制度的な仕組みを、整備するべきだという結論しか出てこないのかもしれないのである⁴⁰。

そうではなくて、信託会社に一定の資本規制や、参入規制を行う必要があるとすれば、それはその信託会社に、特に「つぶれないこと」が期待されている場合であり、安心して長期にわたって財産を託すことが期待されるような受託者を、委託者が求めている場合ではないだろうか。このように考えるなら、信託財産の引受けを本業とする、現在の信託銀行のような業態に、この意味での信用性を確保するための規制をかける

³⁸ たとえば金子・新堂・平井編『法律学小事典〔第3版〕』644頁(有斐閣・1999年)。

³⁹ 四宮和夫『信託法〔新版〕』184頁以下(有斐閣・1989年)。

⁴⁰ しかもそれは共同受託(信託法 24 条)などの活用によって、代替可能なものである。民事信託の受託者以上に規制をおくべきかどうかは、結論を留保したい。

必要はあるかもしれないが、信託を利用する営業形態全般に、規制を及ぼす必要は、必ずしもないことになる。

(3) 専門性

受託者の専門性については、わが国で近年行われている商事信託法要綱の議論がほぼ対応する。現在、問題として指摘されているのは、いわゆる「信託法」が民事信託を念頭においており、商事信託に関する議論がおろそかにされがちだったという点である⁴¹。そうした指摘の中に含まれているのは、専門的なノウハウを有して受託者として行動することによって報酬を受け取る、「信託会社（信託銀行）」が、わが国の信託業の中心を担ってきたという前提が存在する。このため、受託者が専門性を有することへの認識は、比較的共有されているといっていよう。しかし、注意する点がある。

第一に、商事信託法は専門受託者全体をカバーしていない。商事信託法要綱は運用を伴わない信託は、たとえ業としておこなっても、民事信託に分類している（111条）。イングランド法では専門受託者がおこなう受託業務は、たとえそれが素人でもおこないうる民事信託であっても、報酬請求権を有していた。

第二に、専門性は、先に述べた信用性とは切り離して理解できる事が重要である。資本力などの面でいささか信用性の低い当事者であっても、その能力ゆえに専門性を認められる余地は存在する。その場合は共同受託者をおくなど、信用性を高めるためのスキームを用意すればよいのであって、信用力の低さゆえに、受託者としての専門能力を有する主体が信託業に参入できないのは、過剰な参入規制といわれる可能性がある。

第三に、商事信託法要綱 421条が与える報酬請求権は、法政策上の観点からは過度に広すぎる可能性がある。イングランド法が専門能力を問題としたのは、受託者たるに「ふさわしい」主体に一定の特権を付与するという価値判断が含まれている。ここでは報酬請求権の付与という手段による、信託業市場の一定方向への誘導が見られるのである。商事信託法の報酬請求権には、そうした政策的視点はあまりみられない⁴²。

2 信託業の切り分けの試み

(1) 受託業と信託を伴う業

ここまでの検討をもとに、将来の信託業法のあり方について、若干の私見を示しておきたい。冒頭で述べたように、信託業法の規制の対象と

⁴¹ 神田秀樹「信託業に関する法制のあり方」ジュリスト 1164号 19頁以下（1999年）

⁴² もちろん、このような形での市場の誘導自体が適当ではなく、市場における競争の中で、勝ち抜いた受託者が「ふさわしい」受託者とされるべきであるという議論は成り立ちうる。そのことも含めて、これは法政策的な問題である。

なる「信託業」の定義には、あいまいさが見られる。そのひとつの理由は、信託を「業とする」という意味があいまいなため、信託の引受けを本業とする「受託業」と、信託の引受けを付随業務として行う「信託を伴う業」が、同じように規制に服するべきなのかを明らかにしていないという点にあった。この点について、若干の提案を行なおう。

まず、「受託業」と「信託を伴う業」については、両者を区別して、異なる規制をかけるべきであるように思われる。その根拠は、両者に期待される「信用性」の内容が異なるからである。受託業は、信託の引受けを本業とする以上、安定した長期の資産管理に耐えることが重要であり、そこに期待されるのは「つぶれないこと」である。したがって、資本規制や、リスクを伴う業種との兼業規制を課すなどは、必然ではないにせよ、ありうる選択肢とあってよいだろう。

これに対して、信託を伴う業は、信託の受託者となることを本業とはしないという前提の下で、原則参入規制をなくし、広い範囲に営業を認めていくべきである。なぜなら、信託を伴う業は、それぞれの本業を遂行するために、信託の引受けを付随的に行うのであって、そこで期待されるのは、むしろ、本業を適切に遂行する能力があるということだからである。そして、本業の遂行の過程で、信託という契約類型を利用することが、もっとも適切な選択肢であると判明し、かつ顧客がその事業者を受託者とするにふさわしいと考えるなら、こうした顧客が、事業者の適切な本業遂行能力を信用して、自らの財産を事業者に委託することを、業法が否定する根拠は乏しいように思われる。また、信託を伴う業については、兼業規制をかける必要も低いといえるだろう。なぜなら、信託を伴う業の場合、むしろ兼業される業務の方が「本業」なのであるから、兼營業務がリスクを伴うから等の理由で、信託の利用を禁じるのは本末転倒となってしまうからである⁴³。

ただし、次のようなことがいえるのではないか。信託を伴う業において顧客が事業者を受託者としてふさわしいと考える場合とは、事業者が信託事務を適切に遂行することを期待している場合である。この意味での信用性は事業者に常に求められるが、一定の事業者については、信託事務の適切な遂行を期待するに、特にふさわしい専門能力を備えている場合があるのではないか。もしそうならば、こうした専門性の高い事業者については、信託の受託者たるにふさわしいという指標を与えることで、顧客側の選択を容易にするとともに、そうした事業者の市場参入を

⁴³ 信託業法の兼業規制は、銀行・保険業など他の金融機関との分業化を進めるということに主目的があった。信託会社を固有信託業務へ専念させることが立法当時の政策であったわけで、本稿で言う「受託業」のみを信託業として、それ以外の信託業を認めようとしていなかったことがわかる。山田昭編著前掲書 29、30 頁を参照。なお、兼営法の立法によって、銀行に信託業務が認められた結果、この規制の本来の存在意義はすでに失われているとあってよいのではないか。

促進することが望ましいと考えられる。つまり、信託を伴う業の中に、さらに専門的信託引受業者とでもいうべき資格を設けることで、事業者である受託者に一定の規格化をするというのは、考える選択肢といってよいだろう。

以上をまとめると、信託を利用する事業者は、その信用性、専門性の内容から、少なくとも三つに分けることが望ましいことになりそうである⁴⁴。

(2)その他の分類と今後の課題

最後に、他の切り分け方の可能性について言及する。神田秀樹は、商事信託の類型として、預金型、運用型、転換型、事業型という四つの類型を提案し、それぞれの特徴を分析している⁴⁵。また、道垣内弘人も、神田の類型を参照しつつ、信託財産の投資が行われるものと、そうでないものとの、二つに分類するという提案をおこない、現行信託業法の適用範囲を、前者のみに限るべきだという⁴⁶。商事信託法要綱も、商事信託の定義に際して、受動型の信託類型を排除している⁴⁷。これらの類型に共通するのは、信託財産の運用を伴うような信託引受けが、信託業の中心に存在し、それ以外の類型との異なった規律を必要とするという認識であり、したがって、受託者の権限に従った規律が必要であるという認識であろう。これ自体は異論のないものと思われるし、こうした分類は、本稿の切り分けの提案と矛盾するものではなく、併用することも可能である。

ただ、神田、道垣内が認めているように、これらの類型は厳密に分類できるものではなく、複数の類型の属性を併有する場合があるほか、限界事例でのあいまいさが残るといった問題点がある。このため、信託業法の適用範囲を明確にするという観点から見た場合、この類型を業法の適用類型にそのまま持ち込むことが適当かどうか、なお検討の余地がある。

さらに、本稿での検討との関係で指摘しておきたいのは、積極的な運用を伴わない、保管業務中心の受託者類型であっても、信託業としての規制が必要な場合があるのではないかということである。イングランド法では、保管受託者にこそ厳しい資本規制を課していた。安全な資産管理を求める委託者の「受け皿」としての受託業務は、それ相応の信用性が求められるのである。この点は、今後の検討課題であろう。

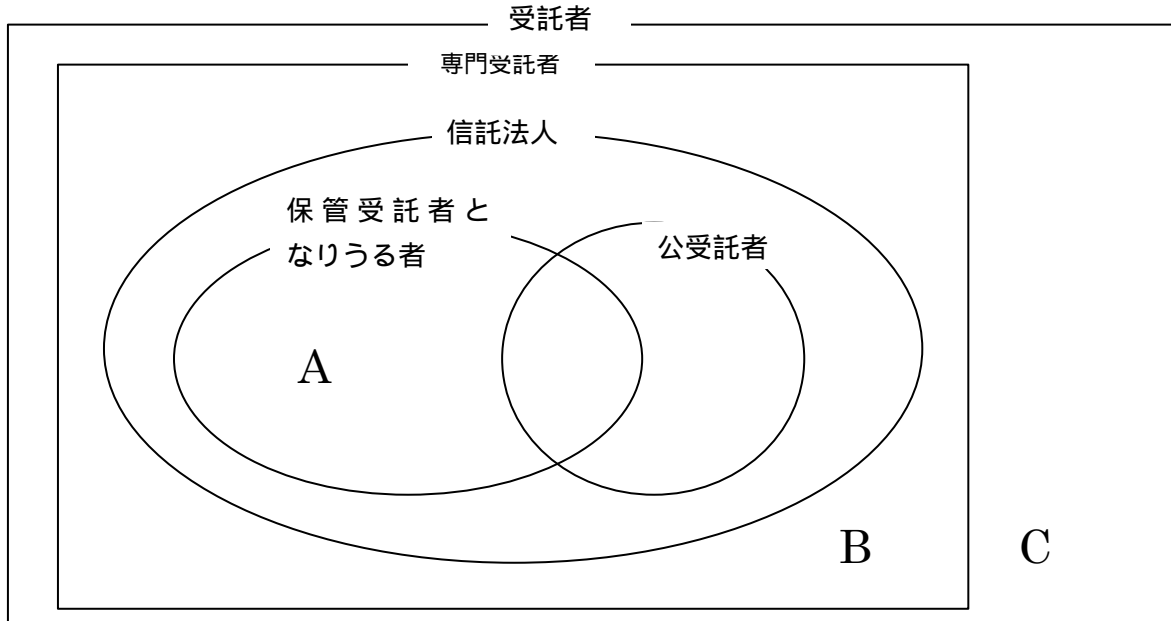
⁴⁴ なお、受託業と信託を伴う業の2類型の間に、「専門性の高い信託を伴う業」という概念を想定することは、前二者の区別の、実際上の困難を緩和することになるだろう。

⁴⁵ 神田前掲論文ジュリスト1164号25頁。

⁴⁶ 道垣内弘人前掲論文ジュリスト1164号84頁、85頁。

⁴⁷ 商事信託法要綱111条但書。なお、同条については、商事信託研究会『商事信託法の研究』(有斐閣・2001年)39頁以下も参照。

図1 イングランドにおける受託者概念の整理)(本文17頁)



(注)この図について、若干、補足を付け加えておく。

(1) 公受託者は通常受託者としても行動する場合があります、保管受託者には公受託者以外の者が含まれるので、両者は完全には重ならない。

(2) 保管受託者と「なりうる」者は信託法人であるが、信託法人にはそれ以外も含まれている。また公受託者も保管受託者に「なりうる」者であり、信託法人に含まれるから、信託法人は公受託者、保管受託者を含み、かつそれ以外の者も包摂することになる。

(3) 専門受託者には信託法人は含まれるが、それ以外の専門能力を有する受託者一般が専門受託者に含まれる。なお正確には、公受託者は、受託者法上の専門受託者には含まれないから、これを含むように描かれた上記の図は若干不正確であるが、公受託者も、公受託者法上の(ある種の)報酬請求権を有するという意味では、ここでの専門受託者類型に近いものだといえよう。

参考文献]

日本

- ・岩崎稜「保険事業の定義」竹内昭夫編『保険業法の在り方・下巻』(有斐閣・1992年)
- ・大村敦志「遺言の解釈と信託 信託法2条の解釈をめぐって」実定信託法に関する研究会『実定信託法研究ノート』(トラスト60研究叢書・1996年)
- ・神田秀樹「信託業に関する法制のあり方」ジュリスト1164号25頁(1999年)
- ・四宮和夫『信託法〔新版〕』(有斐閣・1989年)
- ・商事信託研究会『商事信託法の研究』(有斐閣・2001年)
- ・道垣内弘人「預かること」と信託」ジュリスト1164号81頁(1999年)
- ・能見善久「現代信託法の展望 . はじめに」信託法研究24号65頁(1999年)
- ・樋口範雄「イギリスの2000年受託者法に関するノート」NBL739号11頁(2002年)
- ・保険業法研究会編『最新保険業法の解説』(大成出版社・1986年)
- ・山田昭編著『日本法資料全集2信託法・信託業法』(信山社・1991年)

外国

- ・キートン(G. W.)、シェリダン(L. A.)著、『イギリス信託法』(海原、中野監訳、有信堂・1988年)
- ・Law Commission, Trustees' Powers and Duties (Consultation Paper 146, <http://www.lawcom.gov.uk/library/lccp146/cp146.pdf> から入手)
- ・Law Commission, Trustees' Powers and Duties (Report 260 - jointly with Scottish Report 172, <http://www.lawcom.gov.uk/library/lc260/lc260.pdf> から入手)
- ・Lord Chancellor's Department, Making Changes: the Future of the Public Trust Office – The Way Forward and an analysis of the Consultation, (<http://www.publictrust.gov.uk/documents/consultation.pdf> から入手)
- ・Martin (J. E.), Hanbury and Martin: Modern Equity (16th ed. 2001, Sweet & Maxwell)
- ・Oakley (A. J.), Parker and Mellows: The Modern Law of Trusts (7th ed. 1998, Sweet & Maxwell)
- ・Sladen (M.), Practical Trust Administration (1977, Europa Publications Limited)

[参照判例]

- Forester v Williams Deacon's Bank Ltd [1935] Ch 359
- Re Cherry's Trusts, Robinson v Wesleyan Methodist Chapel Purposes Trustees 事件